

○ 防府市公民館設置及び管理条例新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(公民館運営審議会)</p> <p>第四条 法第二十九条第一項の規定により、第三条に定める公民館に公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>2 審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、八人とする。</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 委員が法第三十条第一項に規定する者に該当しなくなった場合又は特別な事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であつてもこれを解嘱することができる。</p>	<p>(公民館運営審議会)</p> <p>第四条 法第二十九条第一項の規定により、第三条に定める公民館に公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>2 審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、八人以内とする。</p> <p>3 委員は、次に掲げる者のうちから、防府市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。</p> <p>一 学校教育及び社会教育の関係者</p> <p>二 家庭教育の向上に資する活動を行う者</p> <p>三 学識経験のある者</p> <p>四 各種団体の代表者</p> <p>4 (省略)</p> <p>5 委員が第三項に規定する者に該当しなくなった場合又は特別な事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であつてもこれを解嘱することができる。</p>